

感震ブレーカー等の普及の優先順位について（論点整理）

（１）人的被害の発生・拡大の防止

- 大規模地震時に、木造住宅密集市街地等で、同時多発市街地延焼火災が発生した場合、逃げ惑いや逃げ遅れにより多くの死傷者が発生するおそれがある。
- このような、地震火災の発生に伴い二次的な人的被害の拡大が想定される地域については、速やかな取組みが必要。

特に、取組みの優先順位が高い順に、

- ① 木造住宅密集市街地内の新耐震基準以前の住宅（注 1）
- ② 木造住宅密集市街地内のその他の低層住宅（注 2）
- ③ 木造住宅密集市街地内のその他の建築物（工場・飲食店等）
- ④ その他、木造家屋が連担する地域の住宅、地下街の飲食店等が想定される。

（注 1） 新耐震基準以前の住宅で耐震性が低い場合、家屋の揺れ・変位が大きくなる傾向があることから、

- ・ 家具が転倒する可能性が高い
- ・ 配線が損傷する可能性が高い
- ・ 住民が被災し、初期消火が困難となる可能性が高い

また、建築設備を含めた経年劣化が進んでいるおそれがある。

（注 2） 中・高層住宅の中・高層階や、耐火構造の建物は、外部への延焼危険性が小さい。

（２）個人・法人資産の保護

- （１）のエリアや、首都直下地震・南海トラフ地震に限らず、震度 5 強程度の揺れは、全国至る所で発生するおそれがあり、当該揺れに伴う火災により、物的被害が発生し、あるいは延焼により拡大するおそれがある。
- 特に、法人資産や賃貸物件を含めた物的被害（事業リスク）に対しては、経済合理性による代替措置との比較により、所有者によりその設置が検討されることも考えられる。
- 例えば、事務所等において、感震ブレーカー等の設備更新に要する費用に対して、夜間の従業員不在時における大規模地震発生に伴う警備会社・消防署等の個別対応の困難性や、地震火災は通常の火災保険の対象外となっていること等についても判断の材料となることも考えられる。